

令和6年5月31日

都道府県歯科医師会
社会保険担当役員 各位

公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 大杉和司

「疑義解釈資料の送付について（その7）」について

平素より本会会務運営に格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より本年5月31日付にて、「疑義解釈資料の送付について（その7）」が発出されましたので、下記別添の通りお知らせいたします。

歯科診療報酬点数表関係は（別添3）となっております。

また、（別添2）の看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係は歯科関連項目となりますので、医療機関用リーフレット（歯科）とあわせてご確認お願い申し上げます。

記

○看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係

・問1【ベースアップ評価料】

（別 添）

・「疑義解釈資料の送付について（その7）」

（令和6年5月31日付・厚生労働省保険局医療課事務連絡）

・医療機関用リーフレット（歯科）